

# 子ども・子育て新システムについて (説明資料)

平成24年2月

## 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて

平成23年7月29日  
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針(仮称)ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

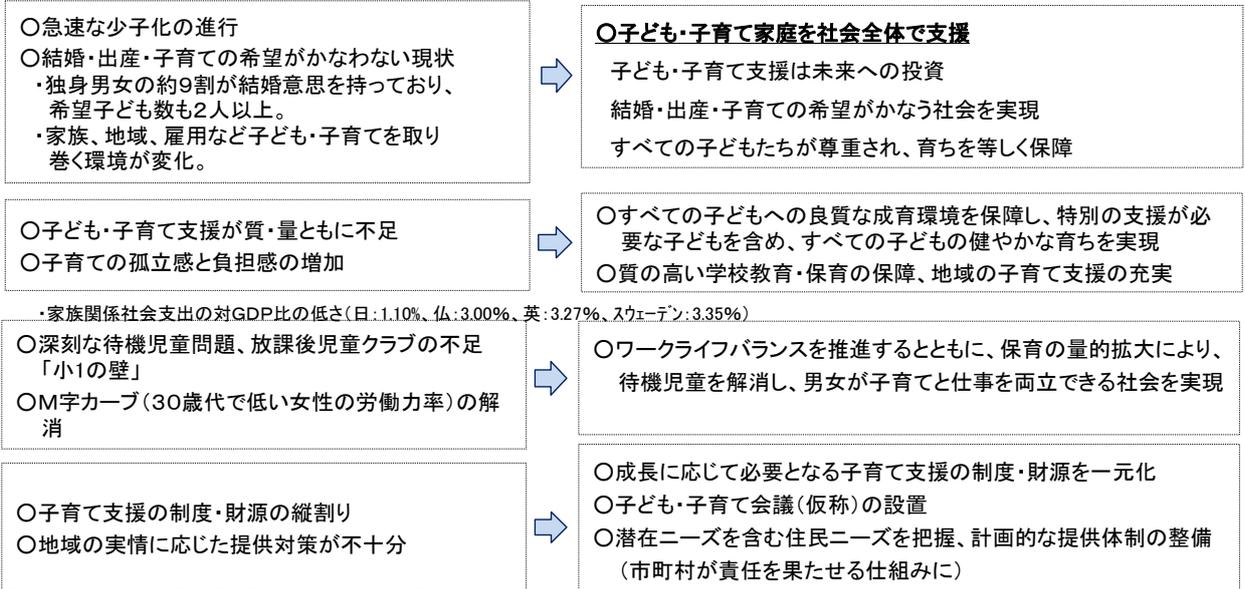
一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施(それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

基本的考え方

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。  
 子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。  
 子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。  
 子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。  
 → 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築  
 ※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ



※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的内容(ポイント)

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援(子どものための手当、地域子育て支援など)
  - 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
    - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
    - ・ 施設の一体化(総合こども園(仮称)の創設)
- ⇒ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供  
 ・ 保育の量的拡大  
 ・ 家庭での養育支援の充実  
 を達成

■新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

- 基礎自治体(市町村)が実施主体
  - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

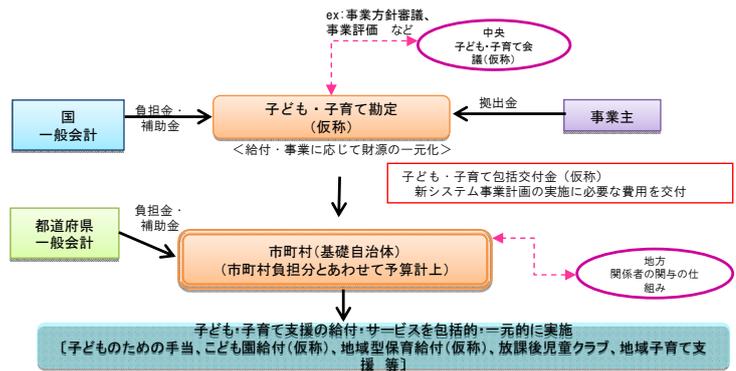
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議(仮称)を設置



# 給付設計の全体像

## ■ 地域子育て支援事業(仮称)

(※) 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

## ■ 妊婦健診

## ■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

: 総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

## ■ 地域型保育給付(仮称)

- ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

## ■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

## ■ 放課後児童クラブ

### ■ 子どものための手当

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→将来の検討課題

### こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

#### 利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
  - 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
  - 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
  - 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
  - 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※
- ※当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

#### 多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入 (多様な給付・事業類型ごとの基準)
- イコールフットイング
- ・ 株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

4

## 幼保一体化の具体的な仕組みについて

### < 具体的仕組み >

### < 効果 >

#### ○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

#### ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

#### ・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

#### ・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

#### ○ 施設の一体化

～総合こども園(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園(仮称)を創設する。

#### 質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

#### 保育の量的拡大

- ・ 幼稚園から総合こども園(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。
- ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

#### 家庭における養育支援の充実

- ・ 幼稚園・保育所から総合こども園(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

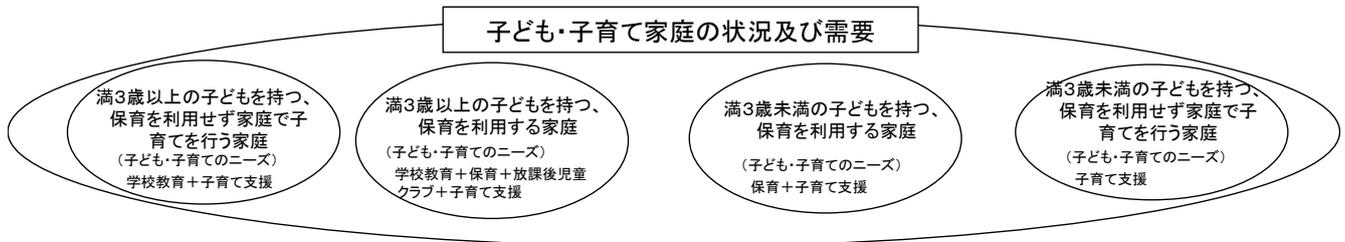
< すべての子どもの  
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての  
希望がかなう社会が実現 >

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

5

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



## 需要の調査・把握

## 市町村新システム事業計画(仮称)

### 計画的な整備

### 子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象※

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
等

指定により、**地域型保育給付(仮称)**の対象

(こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早期・夜間・休日保育にも対応)

### 子ども・子育て支援事業(仮称)

**地域子育て支援事業**  
(地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等)  
対象事業の範囲は法定

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

※ 指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

## 指定制度の導入及びこども園給付(仮称)等の創設について

### 【基本的な考え方】

○ 新システムにおいては、指定制の導入により、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

### 【指定制のイメージ】

#### 事業の開始

|                        |                  |                                  |                           |
|------------------------|------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 総合こども園(仮称)、幼稚園又は保育所の認可 | 【認可と同等の基準を満たす施設】 | その他の施設の届出<br>【多様な保育】<br>(小規模保育等) | 【基準を満たさない施設】<br>(ペビーホテル等) |
|------------------------|------------------|----------------------------------|---------------------------|

#### 財政措置

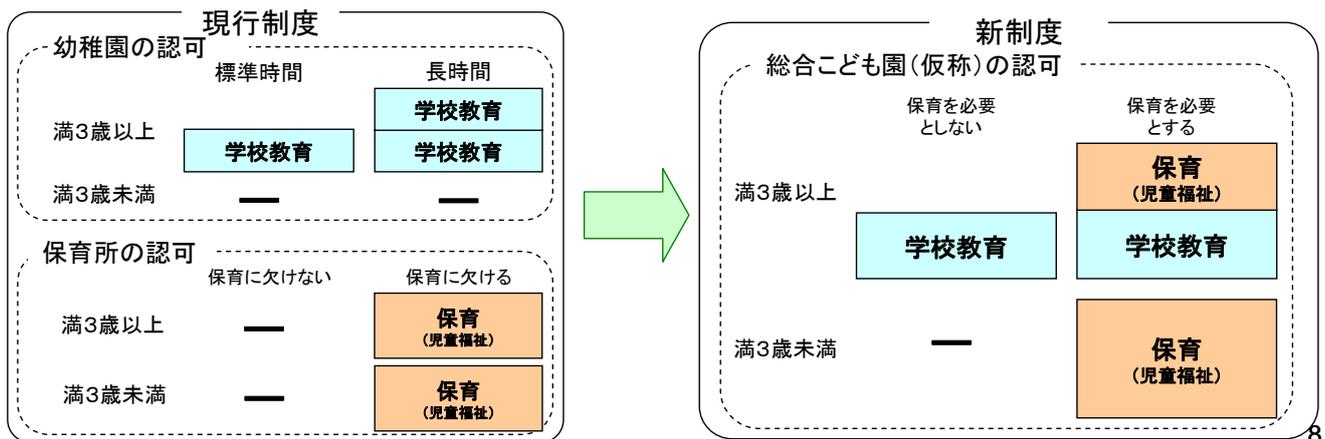
|  |   |               |
|--|---|---------------|
| こども園(仮称)<br>  <br>指定により、 <b>こども園給付(仮称)</b> の対象 | 多様な保育事業者<br>  <br>指定により、 <b>地域型保育給付(仮称)</b> の対象 | ×<br>(財政措置無し) |
|--|---|---------------|

認可の有無に関わらず、質の確保のための客観的な基準を満たした施設や多様な保育について、給付の対象とする。

※1 こども園(仮称)とは、指定を受けた総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。  
 ※2 多様な保育事業者とは、客観的な基準を満たし、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う者。

## 総合こども園(仮称)の創設について

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園(仮称)を創設する。
  - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
  - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
  - また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
  - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- 総合こども園(仮称)については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
  - ※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。(総合こども園における学校教育は、幼稚園と同様に、幼児の具体的な生活経験に基づいた総合的指導を行い、幼児の健やかな成長のための適当な環境における心身の発達を助長する目的で行われるもの。)
  - ※ 総合こども園は、幼稚園とともに、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園(仮称)への移行を促進する。
  - ※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室(満3歳未満児については自園調理が必須)等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなど。



## 総合こども園(仮称)の具体的制度設計について(案)

| 総合こども園(仮称)の具体的制度設計について(案) |  |
|---------------------------|--|
| 設置主体                      | 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人<br>※一定の要件は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該総合施設(仮称)の経営に必要な財産を有すること</li> <li>②役員が、経営に必要な知識又は経験を有すること</li> <li>③役員が社会的信望を有すること</li> <li>④業務状況書類等の作成、閲覧</li> <li>⑤経理を他の経理と分離すること・総合こども園会計からの資金流出を制限※すること</li> </ul> ※具体的には、①「総合こども園会計」から「子ども・子育て新システム関係事業及び学校・社会福祉事業以外の事業に係る会計」への繰入は認めない、②「総合こども園会計」からの株主への配当については、一定の上限を設ける、こととする。 |
| 認可主体                      | 都道府県知事 ※大都市(指定都市、中核市)に権限を委譲<br>指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。   |
| 監督                        | 立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し  |
| 審議会の意見聴取                  | (公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取<br>(私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取   |
| 教育委員会の関与                  | (公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与<br>(私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる(現行と同様)  |
| 設置基準                      | 現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。<br>※職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討   |
| 配置職員                      | 園長、保育教諭(仮称)※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置<br>副園長、教頭、主幹保育教諭(仮称)、指導保育教諭(仮称)等 → 任意配置<br>※保育教諭(仮称)は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。  |
| 公立の職員の身分                  | (公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い  |

| 総合こども園(仮称)の具体的制度設計について(案)(続き) |  |
|-------------------------------|--|
| 研修                            | (公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等<br>(私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)  |
| 政治的行為の制限                      | (公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)<br>[教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限)を基本とし、その具体的方法については今後更に検討<br>(私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) |
| 評価・情報公開                       | 自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務   |
| 保健                            | 保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度  |
| 災害共済給付                        | 対象とする  |
| 名称使用制限                        | 「総合こども園(仮称)」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない  |
| 税制                            | 現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。   |

(主な経過措置等)

- ・ 保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後(制度の本格施行から3年程度(必要に応じて期間の延長を検討))に全て総合こども園(仮称)に移行。
- ・ 公立保育所の総合こども園(仮称)への移行に係る法制上の取扱いについては、移行期間の延長を含めて、引き続き検討する。
- ・ 認定こども園については、基準を満たすものについては新制度において、総合こども園(仮称)に円滑に移行できるような特例を設ける。現在は基準を満たさないものについても、施設の実態を把握した上で、総合こども園の基準を満たすために必要な支援策を検討する。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

10

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

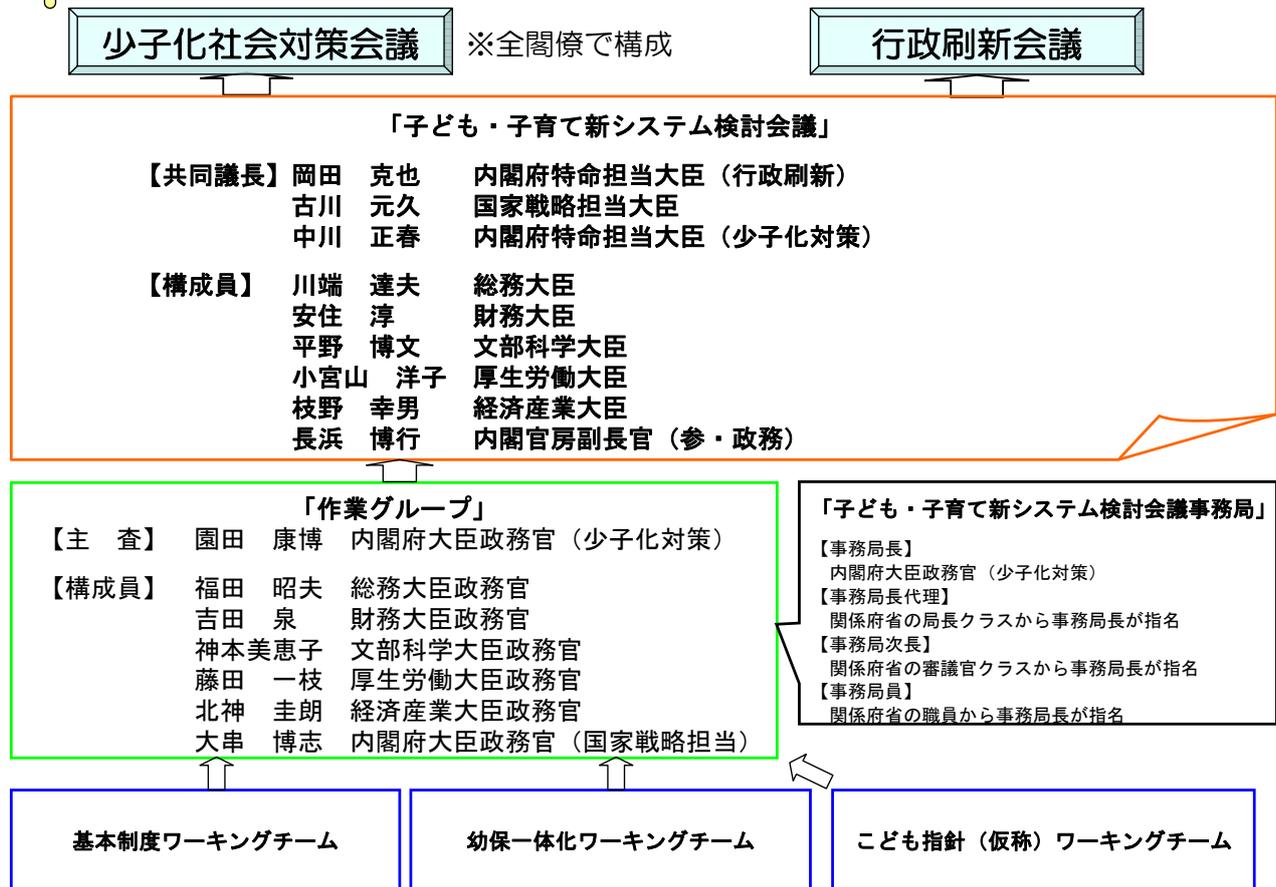
「社会保障・税一体改革案」  
(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)より抜粋

|              | A 充実<br>(金額は公費(2015年))  | B 重点化・効率化<br>(金額は公費(2015年))   | C 工程  | D 所要額(公費)<br>2015年                                    | E 所要額(公費)<br>2025年                                       |
|--------------|---|---|---|---|--|
| I<br>子ども・子育て | <p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <p>0~2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消)<br/>質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現)</p> <p>→ 3歳未満児の保育の利用率<br/>2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)</p> <p>・ 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実</p> <p>・ 放課後児童クラブの拡充</p> <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数<br/>2010年 81万人→2014年 111万人</p> <p>・ 社会的養護の充実</p> <p>⇒ ○ 女性の就業率の向上 ☆<br/>○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25~44歳)の就業率<br/>2009年 66% → 2020年 73%</p> <p>・ 制度・財源・給付について<br/>包括的・一元的な制度を構築</p> | <p>・ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆<br/>質を確保するための基準と併せて質の改善を図る</p> <p>・ 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進</p> <p>・ 国及び地方における実施体制の一元化<br/>(「子ども家庭省(仮称)」の創設等)</p> | <p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>↓</p> <p>税制抜本改革とともに、早急に法案提出</p> | <p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p> | <p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p> |
|              | 子ども子育て計   | <p>充実計<br/>(2015年)</p> <p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>  | <p>重点化・効率化計<br/>(2015年)</p> <p>—</p>                        |   | <p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>    |

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

11

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図



12

## 各ワーキングチーム構成員

### 「基本制度ワーキングチーム」の構成員

◎園田 康博 内閣府大臣政務官  
秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授  
池田 多津美 全国国立幼稚園長会会長  
○大日向 雅美 惠泉女学園大学大学院平和学研究科教授  
岡本 直美 日本労働組合総連合会会長代行  
奥山 千鶴子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長  
尾崎 正直 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事  
菊池 繁信 全国保育協議会副会長  
清原 慶子 東京都三鷹市長  
駒村 康平 慶応義塾大学経済学部教授  
坂崎 隆浩 日本保育協会理事  
菅家 功 日本労働組合総連合会副事務局長  
高尾 剛正 日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部長  
田中 常雅 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長  
田中 啓 静岡文化芸術大学文化政策学部教授  
北條 泰雅 全日本私立幼稚園連合会副会長  
宮島 香澄 日本テレビ放送網解説委員  
○無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授  
両角 道代 明治学院大学法学部教授  
山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授  
山口 洋 日本子ども育成協議会副会長  
渡邊 廣吉 全国町村会政務調査会行政委員会副委員長、新潟県聖籠町長

### 「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授  
入谷 幸二 全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長  
大橋 由美子 全国国立幼稚園長会副会長  
◎大日向 雅美 惠泉女学園大学大学院平和学研究科教授  
尾崎 正直 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事  
小田 豊 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長  
柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授  
金山 美和子 NPO法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師  
清原 慶子 東京都三鷹市長  
木幡 美子 フジテレビジョンCSR推進室副部長  
佐久間 貴子 ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長  
佐藤 秀樹 全国保育協議会副会長  
菅家 功 日本労働組合総連合会副事務局長  
菅原 良次 全国私立保育園連盟常務理事  
普光院 亜紀 保育園を考える親の会代表  
古渡 一秀 NPO法人全国認定こども園協会副代表理事  
○無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授  
山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授  
山口 洋 日本子ども育成協議会副会長  
渡邊 廣吉 全国町村会政務調査会行政委員会副委員長、新潟県聖籠町長

### 「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

○秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授  
荒木 尚子 全国国立幼稚園長会副会長  
池 節子 栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会顧問  
岡上 直子 全国幼児教育研究協会副理事長  
小田 豊 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長  
島田 教明 日本保育協会保育問題検討委員会委員  
竹下 美穂 保育園を考える親の会会員  
田中 雅道 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長  
藤森 平司 全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員  
松田 妙子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事  
御園 愛子 全国保育士会顧問  
○無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授  
山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授  
若盛 正城 NPO法人全国認定こども園協会代表理事  
渡辺 英則 全国認定こども園連絡協議会副会長

※構成員であった大場 幸夫 大妻女子大学学長は、平成23年5月にご逝去

※表中の◎は座長、○は座長代理。

13